

概要

- 保健医療福祉調整本部において「病院支援」と「区市町村への医療支援」を行う具体的な活動体制について検討するため、災害医療協議会の災害医療コーディネーター一部会のもとに新たに「**医療救護活動体制分科会**」を設置して検討を実施

【分科会委員】 東京都地域災害医療コーディネーター、東京都立病院機構、東京DMAT、日本DMAT、
東京都災害時小児周産期リエゾン、東京都災害薬事コーディネーター、東京都医師会、日本赤十字社

■ 検討経過

令和 7 年11月 災害医療コーディネーター一部会にて、本分科会の設置・委員構成を了承

8 年 1 月 第 1 回分科会

- ・ 令和 7 年度関東ブロック訓練における保健医療福祉調整本部（医療救護部門）の運用要領（案）の説明
- ・ 都の災害時医療救護活動体制における主な課題（案）の提示【8 課題・詳細後述】、意見交換

〃 関東ブロックDMAT訓練

2 月 分科会委員に対し、提示した課題に係る意見を照会

〃 第 2 回分科会

- ・ 課題に係る意見交換

3 月 分科会委員に対し、災害医療コーディネーター一部会への報告内容の確認

〃 災害医療コーディネーター一部会へ報告

都の災害時医療救護活動体制に係る検討（災害医療コーディネーター一部会報告）

- 8つの課題の概要と、災害医療コーディネーター一部会・分科会での意見交換を踏まえた検討の方向性は、以下のとおり。今後は、関東ブロックDMA T訓練の検証結果と合わせ具体的な課題を整理し、災害医療協議会や東京DMAT運営協議会で検討する。

課題①：地域災害医療コーディネーターの役割と医療対策拠点の充実強化

- 地域災害医療コーディネーターの法的な身分と役割について改めて整理が必要
- 医療対策拠点は都が設置するものであるが、人員や資器材含め、実際は各設置病院に大きく依存しており、都と病院の役割について整理が必要

【検討の方向性】

- 医療対策拠点で行う医療救護活動における都の責任を明確にするため、地域災害医療コーディネーターの任用要件として東京DMA T隊員資格を加え、都の指揮命令下で活動する体制とするとともに、医療対策拠点における都の具体的な責任体制を整備する。

課題②：東京DMA Tによる地域災害医療コーディネーター支援活動体制の整備

- 現状において、医療対策拠点の活動は東京DMATが担っており、具体的な活動の体系化が必要

【検討の方向性】

- 都の責任の下で、東京DMA T（隊員資格を有する地域災害医療コーディネーターを含む）が医療対策拠点の運営主体となる体制を整備するとともに、28の東京DMA T指定病院における災害フェーズに応じた活動体制と本部運営を担う隊員を確保する。

都の災害時医療救護活動体制に係る検討（災害医療コーディネーター一部会報告）

課題③：日本DMATの活動体制との関係

- 今般、保健医療福祉調整本部における都庁本部と医療対策拠点は、それぞれ日本DMAT調整本部と活動拠点本部の「機能を内包する」と整理したが、今後、両者の関係をより具体化し、災害医療関係者に浸透させることが必要

【検討の方向性】

- 保健医療福祉調整本部（医療救護部門）の運用要領等を整備するとともに、実用性の高いオリエンテーションブックを策定し、今後予定されている大規模訓練で用いるなど、都主体の指揮命令系統を明確にした上で、規程整備と訓練・周知を通じて災害医療関係者に浸透させる。

課題④：搬送調整の仕組み

- 医療対策拠点が搬送調整を一元的に担うのは過大な負担となることから、平時において実際に行われている転院搬送の調整方法を踏まえつつ、災害時に機能する搬送調整の仕組みを整備することが必要

【検討の方向性】

- 搬送調整は医療対策拠点への一元集中ではなく、平時の転院調整を基盤とした段階的・重層的な仕組みを構築するとともに、搬送先の決定と搬送手段の確保を分けて検討し、特に後者についての都・区市町村・関係機関の役割を明確にする。

都の災害時医療救護活動体制に係る検討（災害医療コーディネーター一部会報告）

課題⑤：災害時小児周産期リエゾンの活動と区市町村の要配慮者対策との連携

- 現行、小児周産期リエゾンの役割は、主に病院間の搬送調整が中心となっているが、災害時には、避難所等で避難する妊産婦等への支援が必要なことから、地域小児周産期リエゾンと区市町村の連携体制を構築することが必要

【検討の方向性】

- 災害時小児周産期リエゾンの役割は保健医療福祉調整本部に内包される専門機能として位置づけ、区市町村が担う要配慮者対策を補完する体制を整備するとともに、災害フェーズに応じた活動体制と明確な情報フローを構築する。

課題⑥：医薬品・医療資器材の供給体制

- 要配慮者が避難所等で服薬継続できるよう、オンライン資格確認等システムの災害時医療情報閲覧機能（災害時モード）を活用した供給の仕組みを検討することが必要
- 医療対策拠点が管轄する災害拠点病院等における医薬品等の供給状況を把握できる仕組みが必要ではないか

【検討の方向性】

- 要配慮者が服薬を継続できる体制の構築
避難所等における服薬継続の仕組みづくりについては、区市町村や地区薬剤師会が中心となって対応することから、現在検討を進めている要配慮者への医療提供体制の中で具体化する。
- 医療対策拠点との関係
現行体制を維持するが、必要に応じて都庁本部から医療対策拠点に対する情報提供等について検討する。

都の災害時医療救護活動体制に係る検討（災害医療コーディネーター一部会報告）

課題⑦：JMATとの連携

- 今般、JMAT要綱に基づき、JMAT調整本部・JMAT調整地域本部等の体制整備が図られたことから、都の「三層構造」の医療救護活動体制における具体的な活動体制を検討する必要がある。

【検討の方向性】

- JMATは都の三層構造における一層目（区市町村レベル）を中心とする支援チームとして位置づけ、災害フェーズに応じて急性期以降に本格化する地域医療の復旧支援を担えるよう、都の保健医療福祉調整本部ではJMATとの連携・調整の機能を中心に体制を整備する。

課題⑧：日本赤十字社との連携

- 日本赤十字社は病院支援・区市町村支援での活動が可能であることから、コーディネートチームの活動を含め、都の医療救護活動体制に組み込む必要がある。

【検討の方向性】

- 都の医療救護活動体制における病院支援と区市町村支援の枠組の中で、災害フェーズの移行に応じた日赤救護班やコーディネートチーム等の配置や活動内容について事前計画を策定する。